

JUIDA 認定スクール規約

(総則)

第1条 JUIDA 認定スクール規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会(以下「JUIDA」)が認定する JUIDA 認定スクールにおいて、無人航空機産業の健全な発展のために、無人航空機運航上の安全に関わる知識と高い操縦技能を有する人材の育成に関して、適切な人材育成が実施されるよう認定スクールの権利と義務が規定されるものである。JUIDA 認定スクールに運営者として開校を申請しようとするもの(以下「申請者」)は JUIDA 認定スクール申請に当たり本規約の内容を理解し、遵守する義務がある。

(定義)

第2条 本規約中の用語の定義は以下の通りとする。

「認定事業」・・・認定スクールの認定を行う事業

「認定スクール」・・・無人航空機の知識および技能の習得を行う受講生に対して、JUIDA の許可を得て JUIDA が指定した講座等を受講させることが出来るスクールのこと

「受講生」・・・認定スクールにおいて無人航空機の知識および技能の習得を行う受講生のこと

「認定スクールの休校」・・・JUIDA 団体会員の地位を維持したまま、認定スクール事業を休止しているスクールのこと

「認定スクールの閉校」・・・認定スクール事業を廃止し、当該スクールを終了すること

(認定スクールの責務)

第3条 申請者は認定スクールとして JUIDA の認定を受けるにあたっては、以下に合意するものとする。

- ① JUIDA が定める「教育方針」に従うこと
- ② JUIDA が定める認定基準に適合すること。
- ③ JUIDA が指定する教材(有償)を使用すること
- ④ 受講生への指導は JUIDA が認定する講師によること
- ⑤ JUIDA が指定する報告を遅滞なく行うこと
- ⑥ JUIDA が指定する検査に協力すること
- ⑦ JUIDA が求める場合は、指定する財務状況等に関する情報を提出すること
- ⑧ その他法令を遵守すること
- ⑨ 第11条で定める認定手数料または更新手数料を JUIDA が定める期限までに JUIDA に対して納付すること

- ⑩ 受講生が取得する予定の各証明証の規約に記載されている各証明証取得の資格・条件につき、受講時に確認すること。
- ⑪ 受講生に対し、JUIDA が発行する証明証の効力につき、JUIDA が指定した内容を正確に伝えること
- ⑫ むやみに他の認定スクールの営業を妨害しないこと

(認定にかかる審査)

第4条 申請者は認定スクールとして JUIDA の認定を受けるにあたっては、JUIDA の審査を受け合格し、JUIDA が指定する手続きを行うものとする。

(スクール責任者、リスク管理者及び内部検査員の設置)

第5条 認定スクールはスクール運営全般に係る責任者としてスクール責任者を設置する。

- 2 認定スクールは緊急時の対応および平時における危機管理対策として、専任のリスク管理者を少なくとも1名設置するものとする。
- 3 認定スクールは認定スクールの管理体制を適切に保つ為に、専任の内部検査員を少なくとも1名設置するものとする。
- 4 本条第1項から3項に記載するスクール責任者、リスク管理者及び内部検査員は夫々兼任を禁ずる。

(認定)

第6条 申請者は JUIDA から認定を受けた日から、1年経過後に訪れる最初の3月末日まで、および、更新を受けた日から1年間認定スクールとしての地位を有するものとする。但し、以下の事由により期間内であっても JUIDA が申請者の認定を取り消す場合がある。認定の取消を受けた場合、申請者は第8条に掲げる認定スクールとしての権利を失うものとする。

- ① JUIDA が指定する認定基準に申請者が適合していないと JUIDA が判断した時
- ② 偽りその他不正の手段により認定を受けた事が判明した時
- ③ 正当な理由がなく、申請者が JUIDA の要請または協力依頼に従わないとき
- ④ 他の認定スクールから JUIDA に対して申請者の認定に対して認定取消の依頼があり、その理由が正当であると認められる時
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、法令または法令に基づいてする行政庁の処分等に違反し、その内容が重要であると認められたとき
- ⑥ 申請者が第3条で定める事項に反する事が判明した時
- ⑦ JUIDA が指定する期限までに認定手数料または更新手数料の支払が確認できないとき

(認定の更新等)

第7条 認定の更新は申請者からの申し出がない限り自動更新とする。

2 更新後の JUIDA による認定の有効期間は更新日から 1 年間とする。

3 更新を行わない場合は、申請者が認定の有効日の 2 か月前までに JUIDA が指定する所定の手続きを行うことで、認定を更新しないことができる。認定を更新しない場合は、申請者の認定は失効するものとし、申請者は次条に掲げる認定スクールとしての権利を失うものとする。

(認定スクールの権利)

第8条 JUIDA の認定を受けた認定スクールは、JUIDA の認定スクールである旨を表示しなければならない。また、JUIDA の指定する方法で受講者に講座を受講させたいうえで、JUIDA の定める基準に達した事を証明出来る受講者については、JUIDA の発行する資格証明を申請する権利を申請者が受講者に対して付与することができるものとする。

(営業実施場所の許可)

第9条 申請者は屋内・屋外の実技講習場所並びに座学講習場所をそれぞれ 1 か所ずつ設置し、これら計 3 つの場所を指して 1 セットとして保有する。申請者は講習にかかる営業を開始する前に、予め JUIDA に講習実施場所について届出を行うものとし、JUIDA 理事会による審査を経て、許可を得るものとする。審査の基準については JUIDA が別に定める「営業実施場所審査基準」による。尚、営業実施場所の追加・変更に関しては「営業実施場所審査基準」に従って追加料金が発生する場合がある。

また、認定スクール制度の告知を目的として JUIDA ホームページ上にて各実施場所の情報を公開する場合がある。

(競業禁止)

第10条 申請者は認定事業またはこれと類似する事業を自ら営み、もしくは第三者をして営ませ、または第三者の認定事業およびこれと類似する事業に参加してはならない。

(認定手数料および更新手数料)

第11条 申請者は JUIDA に対しそれぞれ認定手数料、更新手数料として以下の金額を支払う。

- ① 認定手数料: イ. 最初に申し出た営業実施場所 (1 か所) は金 80 万円 (税別)
ロ. 2 か所目以降の営業実施場所 (1 か所) につき金 20 万円 (税別)
- ② 更新手数料: 営業実施場所 1 か所につき金 20 万円 (税別)

2 認定手数料および更新手数料の納付は以下の期日までに JUIDA に対して支払うものとし、認定手数料及び更新手数料の支払い確認を以て、認定および更新認定を行う。

- ① 初回（1 か所目）或いは2 か所目以降の認定手数料:各々の認定日までに支払
- ② 更新手数料(更新当年度):更新日までに支払

尚、認定スクールからの報告後に、営業実施場所の追加が判明した場合には JUIDA から追加料金分の請求を行うものとする。

3 認定手数料および更新手数料の納付は前項の期限までに請求書に記載の口座に振り込むものとする。

(証明証申請料)

第 12 条 認定スクールは受講生の各証明証申請料を立て替えることができるものとする。但し、認定スクールが証明証申請料を立て替える場合、または認定スクールが証明証申請料を負担する場合は JUIDA の事前承認を得るものとする。

(免責)

第 13 条 申請者が申請者の受講生その他の第三者に対して与えた損害や発生した事故等による被害に対して、JUIDA は何らの責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の除外)

第 14 条 申請者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明するとともに、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者をいう。以下同じ)であること
- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑥自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にも該当する行為を行わないことを保証する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 JUIDA は、申請者が前二項に違反した場合は、何らの催告を要することなく、本規約およびこれに付随してなされた個別の合意の全部または一部を解除することができる。この場合において、申請者に損害が生じて、申請者は JUIDA に対し一切その賠償を請求することはできないものとする。

(解除)

第 15 条 JUIDA は、申請者が本規約の条項の一に違反した場合は、申請者に対して注意勧告を行うものとする。複数に亘る JUIDA の注意勧告にも関わらず申請者において改善が見られない場合または違反が重大な場合、JUIDA は申請者に対して認定解除の警告を行うものとし、当該警告から 30 日以内に改善が見られない場合は、JUIDA は書面による通知によって認定を解除することができる。尚、認定が解除された場合であっても、申請者が既に JUIDA に納付した認定手数料または更新手数料の減額・返金が行われないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 JUIDA または申請者が本規約に違反し相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(譲渡禁止)

第 17 条 JUIDA および申請者は、本規約により生ずる権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

(協議解決)

第 18 条 本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、JUIDA と申請者が誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(業務の委託)

第 19 条 JUIDA は JUIDA のスムーズな運営の為、第三者に業務を委託する場合があります、申請者はあらかじめこれに合意する。その場合、JUIDA は第三者に対して秘密保持義務を負わせるものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第 20 条 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(休校の取扱い)

第 21 条 申請者は、認定スクールの開校後に休校しようとするときは、「休校に係る申請書」を JUIDA に提出し、その承認を得て休校することができる。この場合、申請者は同申請書に記載された「JUIDA 認定スクール休校に係る条項」を遵守しなければならない。

(閉校の取扱い)

第 22 条 申請者は、認定スクールの開校あるいは休校後に閉校しようとするときは、「閉校に係る申請書」を JUIDA に提出し、その承認を得て閉校することができる。この場合、申請者は同申請書に記載された「JUIDA 認定スクール閉校に係る条項」を遵守しなければならない。

(第 11 条に係る対応)

第 23 条 申請者は、本規約第 11 条に定める認定手数料および更新手数料について、JUIDA が所定の期日までに納付を確認できない場合、JUIDA からの「閉校扱いとなる旨の通知書」の送付をもって閉校扱いとなることについて、あらかじめ合意するものとする。この場合、「閉校に係る申請書」の徴求は行わないものとする。

(規約の変更)

第 24 条 必要な場合には、JUIDA は本規約を変更することができる。変更を行う場合、30 日の予告期間において変更後の新しい規約を認定スクールに通知するものとする。当該通知は特段の定めがない限り、電子メール等、JUIDA が適当と判断する方法により行うものとする。

(個人情報の取扱)

第 25 条 認定スクール申請にあたって取得した申請者の個人情報等については、以下に定める JUIDA の「個人情報保護方針」に基づき、関係省庁からの照会や JUIDA のスムーズな運営の為、JUIDA が関係省庁を含む第三者に開示することがあり、申請者はあらかじめこれに同意するものとする。その他の個人情報の取扱いについては、JUIDA のホームページ上に掲示する「個人情報保護方針」によるものとする。

○JUIDA 個人情報保護方針 <https://uas-japan.org/privacypolicy/>

(附則)

- 1 本規約は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規約の改定および廃止は理事会の決議により行うことができるものとする

(改訂履歴)

- 1 2020 年 1 月 31 日 改訂
- 2 2025 年 1 月 16 日 改訂
- 3 2026 年 7 月 1 日 改訂